

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
3月4日
(金曜日)

目次

告示

救急病院の認定(地域医療推進室).....

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....

道路の指定(建築指導課).....

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....

人委規則

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

公安委告示

警備員等の検定の実施.....

雑報

県報の正誤(平成二十二年十月二十二日山口県告示第三百六十六号).....

山口県告示第八十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。



平成二十三年三月四日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

萩市民病院 萩市大字椿三四六〇の三 平成二六、三、五

山口県告示第八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
滝①の②地区
- 二 区域の範囲
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山口市	吉敷	滝山	一七二の二	一号
"	"	中稲荷	一六五	二号
"	"	滝山	一七四の二	三号
"	"	"	一七四の三四	四号
"	吉敷佐畑六丁目	"	一七四四	五号
"	吉敷	上滝	一一〇二	六号

山口県告示第九十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第三百九十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関成

坂根(1)地区に関する部分一 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

郡 名	町 名	大字名 (町名)	字 名	地 番	標 柱 番 号
玖 珂 郡	和 木 町	瀬 田 二 丁 目	古 道	九〇九の一 一五九の二	一 号
"	"	"	胡 麻 作	一六〇 一六三	二 号
"	"	"	"	一六三 一六三	三 号
"	"	"	"	一六三 一六三	四 号
"	"	"	"	一六三 一六三	五 号
"	"	"	"	一六三 一六三	六 号

山口県告示第九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関成

名 称	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
三区画道路四一三十	下松市大字末武下 字浜田四六九の六	下松市大字末武下 字浜田四六九の六	四・〇	九・九九	"
五区画道路四一二十	下松市大字末武下 字浜田四六九の一	下松市大字末武下 字浜田四六九の四	四・〇	一一六・四六	平成二三、 三、 四



(五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年四月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 NPOエコプラザ・萩

代 表 者 の 氏 名 楊井 健弘

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東四七〇三番地の四九

三 定款に記載された目的

ごみの減量、リサイクルの推進、低炭素型社会の構築等に関して、萩市民自ら語り合い、学び合い、考え、活動するための機会を提供することにより、市民、行政及び企業が協働して資源、エネルギーの循環を推進するまち「萩」の形成に寄与すること。

(五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十月十二日山口県公告(三三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり市部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年三月四日から同年四月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ドラッグコスモス恩田店
所在地 宇部市恩田町二丁目四〇二六の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五四) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十三年三月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習の対象となる者
林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時
平成二十三年三月二十五日(金曜日)午前九時から
(二) 場所
山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部
- 三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種 苗 に 関 する 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

- 四 受講の手続
講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

- 五 受講申込書の提出期限
平成二十三年三月十七日(木曜日)
- 六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。



時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則(平成六年山口県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県公安委員会告示第九号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十三年三月四日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 二十名
検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十三年六月九日(木曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年七月十六日(土曜日)の午前九時から午後五時まで

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

検定申請書の受付期間及び時間
平成二十三年四月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明

書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
交通誘導警備業務	二級	二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十三年六月九日(木曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年七月二日(土曜日)の午前九時から午後五時まで

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十三年四月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。



正 誤

平成二十二年十月二十二日山口県告示第三百六十六号(道路の指定)

三	ページ	段	箇所	誤	正
	上	表中	区画道路十一号		区画道路十一

平成二十三年三月四日印刷
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁